2022 年 12 月 26 日
株式会社クラレ

株主総会資料の電子提供制度に関する当社の対応について

会社法の改正に伴い、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類）の電子提供制度が 2022 年 9 月 1 日より施行されました。本制度は、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトへのアクセス方法等を記載した書面を株主様にお届けすることにより、インターネットを通じてご覧いただくことを原則とするものですが、所定のお手続きによるお申し出（書面交付請求）をいただいた株主様には株主総会資料を書面でお送りするものです。

当社は、本制度が適用される初年度であることを考慮し、2023 年 3 月開催予定の第 142 回定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主総会資料を従前どおり書面でお送りする予定です。

本制度および書面交付請求に関するお問い合わせにつきましては、以下の専用ダイヤルをご利用ください。

【お問い合わせ先】
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
0120－533－600
受付時間　9:00～17:00（土・日・休日を除く）

Q&A
https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency

以上